

(仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 4 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及び 事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1ヵ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年1月31日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した（別紙1）。

- ・ 令和5年1月31日（火）付 北海道新聞の小樽後志版

② 日刊新聞紙への折り込み

関係自治体である北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町に集配される各日刊紙へ公告に関する案内の折り込みを実施した（別紙2）。

③ インターネットによるお知らせ

令和5年1月31日（火）から、下記のウェブサイトに掲載した。

- ・ コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙3）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki3.html>

また、北海道のホームページに、上記縦覧ページへのリンクを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 3 箇所及び北海道後志総合振興局 1 箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・島牧村役場（北海道島牧郡島牧村字泊 83-1）
- ・寿都町役場（北海道寿都郡寿都町渡島町 140-1）
- ・黒松内町役場 コミュニティ防災センター（北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302-1）

②北海道後志総合振興局での縦覧

- ・北海道後志総合振興局 保健環境部 環境生活課（虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎）

③インターネットの利用による縦覧

- ・コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙 3）
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki3.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 5 年 1 月 31 日（火）から令和 5 年 3 月 1 日（水）まで
- ・縦覧時間：各庁舎の開館時間に準じた。また、インターネットによる電子縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数は 14 人（島牧村 12 名、寿都町 2 名）であった。

1.2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

環境影響評価法第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会についての公告、開催日時及び開催場所等は以下のとおりである。

(1) 開催日時

- ・島牧村 : 令和 5 年 2 月 10 日 (金) 18 時 30 分～19 時 30 分
- ・黒松内町 : 令和 5 年 2 月 11 日 (土) 10 時～11 時
- ・寿都町 : 令和 5 年 2 月 12 日 (日) 14 時～15 時

(2) 開催場所

- ・島牧村 : ふれあい交流センターおあしす
- ・黒松内町 : 歌才自然の家 環境学習センター
- ・寿都町 : 寿都町総合文化センター

(3) 来場者数

- ・島牧村 : 11 名
- ・黒松内町 : 9 名
- ・寿都町 : 5 名

1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた (意見書様式は別紙 4 参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 1 月 31 日 (火) から令和 5 年 3 月 15 日 (水) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・コスモエコパワー株式会社への書面の郵送
- ・コスモエコパワー株式会社へのメールでの送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 3 通、意見総数は 14 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価法第18条の規定に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のまま記載した。

準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解 (1)

兵庫県宝塚市 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>寿都町の説明会に参加して、「累積影響」に対するご見解を聴いて少々びっくりしましたが、隣接事業者の意向を無視して、また北海道知事の意見書にも逆らって「先行事業者であるから累積影響を実施しないと」言うのは、風力事業者大手の貴社にしては信じられない暴挙・暴論であると思料します。それ故、アセスメント準備書及び地元説明会のやり直しをお願いしたい。本件については、METI 電力安全課及び北海道庁環境局環境影響審査係にも正式にクレームに上がります。宜しく願います。</p>	<p>本事業では、対象事業実施区域内に存在する新島牧ウインドファームについて、諸元等の情報を可能な限り把握した上で、累積的な影響について検討しております。また、景観につきましては、眺望景観に含まれる他事業の風力発電機も含めて予測を行い、累積的影響について検討しております。計画中の他事業については、事業計画が明確になっていないことから累積的影響は検討しておりませんが、当社がアセス手続き中に他社事業の工事着手が確認された場合は、他社事業の蓋然性が相当程度高まったと判断し、累積的影響を検討することとしております。</p>

準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解 (2)

北海道茅部郡鹿部町 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>(1) 対象事業実施区域（計画地）周辺の自然環境及び鳥類全般について 計画地は広葉樹、針葉樹が混じる混合林で耕作地とササ原、ヨシ原、草原と近くに河川もあります。このようなことから貴社の調査結果から多くの野鳥が確認されます(約160種)。特に絶滅危惧種、オオワシ、オジロワシ、チュウヒ、オオジシギなども確認されています。さらに、計画地一帯は、多くの渡り、営巣地、採餌場があると思われ(調査では確認されてなかったが・・・)。10年ほど前に別の事業者の調査ですとクマタカの営巣跡がある報告がありました。再度詳細に把握したうえで影響を評価する必要があります。</p>	<p>鳥類については、重要種、希少猛禽類及び渡り鳥について、有識者からの助言も得つつ適切な調査を実施し、可能な限り生息・繁殖状況を把握できていると考えております。 また、クマタカにつきましては、2繁殖期及び非繁殖期の調査を実施しましたが、確認数が少数であったこと、繁殖初期にディスプレイ飛行、鳴き交わし等の繁殖に係る指標行動が確認されなかったことから、対象事業実施区域及びその周辺において繁殖している可能性は低いと考えられます。</p>
2	<p>(2) 風車のブレード接触予測計算について 10章 10.1.6 (692、693) に衝突確率の予測表が記載されますが、回避率 98%の値は高く、これは再度複数の地域差や天候変化など含めて解析を行う必要ありと思われ</p>	<p>鳥類の風車回避率については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年9月修正版)等を参考としております。</p>
3	<p>(3) 風車設置計画の景観について 10.1.9 (891～972) に風車の設置予定範囲が記載されますが、これでは景観のイメージが分かりません。風車のモニタージュを入れるなどの検討が必要です。</p>	<p>主要な眺望景観の変化の程度については、将来の風力発電施設の完成予想図を合成するフォトモニタージュ法を用いて視覚的に予測しており、その結果を P.906～972 にお示ししております。</p>
4	<p>その他 環境省発行の「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」(改定版) <u>2022年8月改定版</u> を参照し、検討願います。</p>	<p>オジロワシへの影響については、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(令和4年8月 環境省)の知見も踏まえて検討しております。当該文献によると、本種は海岸からの距離が近いほどバードストライクのリスクが高まること示されており、本事業の風力発電機は海岸から2km以上の離隔があることから、バードストライクのリスクは低い立地条件であると考えております。</p>

準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解 (3)

北海道札幌市北区麻生町 C氏

No.	意見の概要	事業者の見解
—	(前書き) コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(株式会社東洋設計)の作が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。	本意見書の内容は要約せず、原文を記載致しました。
1	(1) コウモリ類の保全措置が不適切 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)」が記載されておきませんが、以下の疑問があるのでお答えください。 ①本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのでしょうか。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現時点では未定です。
2	②本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか?	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現時点では未定です。
3	③本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を実行できるのでしょうか?	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現時点では未定です。
4	(2) コウモリ類の結果について P541「高高度調査における音声確認例数」に「確認例数」が多いや少ないなどの記載がありますが、そもそも「音声確認例数」とは何ですか?P534には1ファイルの最大録音時間15sとあるので、おそらく15sの録音ファイル数と推定されますが、P545には「パルス確認数」とあります。通常コウモリの「パルス」とは数m秒から数十m秒くらいの短い音を指します。「音声確認例数」の定義を丁寧に述べてください。	調査機器に録音されたコウモリ類の音声ファイル数を「音声確認例数」と記載しております。ご指摘のとおり、「パルス確認数」については、評価書において「音声確認例数」に統一致します。
5	(3) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)が不適切 P697 コウモリ類(20kHz 前後)ブレード・タワー等への接近・接触に「風速との関係を見ると対象種の確認例数は風速の低い範囲で多く、風速が大きくなるにつれて減少する傾向がみられること…ブレードタワーへの接近接触が生じる可能性は低いと考えられる。」とありますが、以下の理由からこの予測は不適切です。 ①P49に新設する風力発電機のカットイン風速3.0m/sとある。つまり風速3m/sでブレードは回転している。 ②P541にはコウモリ類(20kHz 前後)は「高度50mでは3.5m/s~4.0m/sの範囲で最も音声確認例が多くなった」とある。カットイン風速3m/s以上でブレードが回転して発電しているならば、風速3~4m/sの範囲(②)で高度50mにいるコウモリ類(20kHz 前後)は、ブレードにあたって死ぬか、バロトラウマにより窒息死すると予測されます。よって、ブレードタワーへの接近接触が生じる可能性は非常に高いと考えられます。	本事業で確認された音声確認例数は、コウモリ類のピークと考えられる7月中旬~8月中旬頃でも1日最大60例程であり、道内の平地と比較しても少ないことが専門家からも示されております。当該期間外ではさらに確認例数は少なく、コウモリ類の飛翔も少ないと想定されることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいと考えております。
6	(4) コウモリ類の保全措置が不十分 P547の図コウモリ類の飛翔頻度(BD1/高度50m)をみると7月から8月にかけてコウモリのピークがあります。この時期にカットイン風速未満のフェザリングするなどの保全措置を追加してください。	本事業で確認された音声確認例数は、コウモリ類のピークと考えられる7月中旬~8月中旬頃でも1日最大60例程であり、道内の平地と比較しても少ないことが専門家からも示されているため、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいと考えております。そのため、現時点では環境保全措置は検討していませんが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を得つつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>(5)「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献1)。また、国内においても低減効果はすでに実証されています(文献2、文献3)。事業者は『できる限りの保全措置をする』といたしました。それでは、死亡事後が発生する前に上記保全措置を必ず実施してください。実施しない場合は、『できる限りの保全措置を実施しなくてもよい』と判断した合理的根拠を述べてください。</p> <p>(文献1)Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010 (文献2)「ユース東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユースエナジーホールディングス)秋田県。 (文献3)「ユース由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユースエナジーホールディングス)秋田県。</p>	<p>本事業で確認された音声確認例数は、コウモリ類のピークと考えられる7月中旬～8月中旬頃でも1日最大60例程であり、道内の平地と比較しても少ないことが専門家からも示されています。当該期間外ではさらに確認例数は少なく、コウモリ類の飛翔も少ないと想定されることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいと考えております。そのため、現時点では環境保全措置は検討しておりませんが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を得つつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。</p>
8	<p>(6)コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といたしました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科学的知見に則り、死亡故が発生する前に「カットイン風速を上げること」と「フェザリングをすること」をコウモリの保全措置として実施してください。もし実施しない場合には、『最新の科学的知見を無視し、追加の保全措置を実施しなくてもよい』と判断した合理的根拠を述べてください。</p> <p>・「コウモリ学適応と進化」(2020年, 船越公威, 東京大学出版会, p229)</p>	<p>本事業で確認された音声確認例数は、コウモリ類のピークと考えられる7月中旬～8月中旬頃でも1日最大60例程であり、道内の平地と比較しても少ないことが専門家からも示されています。当該期間外ではさらに確認例数は少なく、コウモリ類の飛翔も少ないと想定されることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいと考えております。そのため、現時点では環境保全措置は検討しておりませんが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を得つつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。</p>
9	<p>(7)他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。もし妊娠個体の死亡事故が起こってから、保全措置を行っても胎児は助かりませんが、このような非可逆的影響に対して企業としてどのような責任をとるおつもりですか。</p>	<p>コウモリ類については、現時点では影響は小さいと考えておりますが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を得つつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>(8)「事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査報告は科学的』というのは大嘘で、事後調査報告とは事業者の『主観・妄想・願望』を羅列した単なる作文に他なりません。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3、文献4)。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で15個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突率はコウモリ類で11,2個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」と主張する事業者がいることです(文献1, 4)。「アメリカで1基あたり年間15個体死んでいるが、それよりも死亡数が少ないから影響は少ない」というロジックですが、「他人はもっと殺している。それより自分が殺した数は少ないからいいだろう」という論点のすり替えです。</p> <p>本事業者の「事後調査」についても、疑念があるのでお答えください。</p> <p>①事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。 ②事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか?なければ開催してください。 ③事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)なのですか? ④③の専門家が利害関係者でないこと(付度しない者であること)をどうやって客観的に証明するのですか? ⑤仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当でしょうか? ⑥⑤について本当ならば、もし事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか? ⑦事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加的保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 ⑧事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。 ⑨普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。 (文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年,株式会社ジェイウインド,委託先:株式会社ジェイベック)P.327 (文献2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年,株式会社ユーラスエナジーホールディングス,委託先:アジア航測株式会社)P.84 (文献3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用2年目の調査結果)」(令和4(2022)年6月,株式会社A-WINDENERGY,委託先:エヌエス環境株式会社)P.67 (文献4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和4(2022)年12月,秋田潟上ウインドファーム合同会社,委託先:株式会社自然科学調査事務所)P.132, P390</p>	<p>①②事後調査については、環境影響評価法及び電気事業法に基づき適切に実施し、その結果を報告書として公表致します。</p> <p>③④事後調査結果に関する専門家ヒアリング時に謝礼金をお渡しするかは、委託先のコンサルタント等の判断となります。そのため、事業者との間には利害関係はなく、公平性は確保できていると考えております。</p> <p>⑤⑥追加的保全措置等の義務はございませんが、事後調査結果から影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を得つつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。電気事業法では、環境影響評価書に記載されたとおりに工事を行うことが工事計画の認可等の条件となっているため、環境影響評価書に記載することで、影響が著しいと判断された場合の追加的な環境保全措置の適切な実施も担保されると考えております。</p> <p>⑦著しい影響の程度については、事後調査の結果を踏まえ、専門家等からのご意見も頂きつつ検討致します。</p> <p>⑧コウモリ類については、現時点では影響は小さいと考えておりますが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>⑨コウモリ類への影響を全て排除することは困難と考えますが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断された場合は、専門家等からの助言を頂きつつ、適切な環境保全措置を講じることとしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>(9)「事後調査」について 最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。以上のことから</p> <p>①バットストライク調査は、『1回あたり連続5日間調査』を行ってください。</p> <p>②事後調査は早朝(午前中)に行ってください。</p> <p>③死骸探索は、訓練されたイヌを使った調査を実施してください。(人による調査は発見率が低い)</p> <p>④死骸探索と同時に連続した録音調査を実施してください。</p> <p>⑤もし本当にコウモリの死骸が確認されたならば、「カットイン風速をあげる保全措置」をしたうえで、更に1年間の事後調査を行ってください。</p> <p>※「Bats and onshore wind turbines-survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</p>	<p>事後調査の頻度、手法等については、経済産業省が実施した持ち去り率についての調査及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011年 環境省)を参考に計画致しました。</p>

○日刊新聞紙における公告

北海道新聞 小樽後志版 日刊紙 [令和5年1月31日(火)]

風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)島牧ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書を作成し、縦覧致しますので、ご覧いただきますようお願い致します。

一、事業者の名称 コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎
主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎1-6-1
TOC大崎ビルディング

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称)島牧ウインドファーム事業
種類 風力(陸上)
規模 94,600kW

三、対象事業実施区域 北海道島牧郡島牧村、
寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町地内

四、関係地域の範囲 北海道島牧郡島牧村、
寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町

五、縦覧の場所、期間及び時間
場所 島牧村役場(島牧郡島牧村字泊83-1)
寿都町役場(寿都郡寿都町渡島町140-1)
黒松内町役場 コミュニティ防災センター
(寿都郡黒松内町字黒松内302-1)
北海道後志総合振興局 保健環境部 環境生活課
(虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎)
期間 令和5年1月31日(火)～令和5年3月1日(水)
時間 各庁舎の開館時間に準じます。

六、その他
準備書及び要約書の電子版は、弊社ホームページからご覧になれます。
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki3.html>

七、意見書の提出
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に事業名称、住所、氏名、ご意見の理由を含むをご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先へご郵送、又はメールにてご送付願います(令和5年3月15日(水)まで。郵送は当日消印有効)。

八、説明会
以下の日程で、準備書に関する説明会を開催致します。
島牧村 ふれあい交流センターおあしす
令和5年2月10日(金) 18時30分～19時30分
黒松内町 歌才自然の家環境学習センター
令和5年2月11日(土) 10時～11時
寿都町 寿都町総合文化センター
令和5年2月12日(日) 14時～15時
※新型コロナウイルス感染症の情勢および当日の天候を鑑み、変更となる場合がございます。また、受付時、発熱等の症状がある場合や、名簿への記入等にご協力頂けない場合は、入場をお断りさせて頂く場合があります。

九、問い合わせ先
コスモエコパワー株式会社 事業開発部 島牧担当
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1
TOC大崎ビルディング
TEL 03(5487)8561
FAX 03(6373)3689
E-mail jigyokai@eco-power.co.jp

○折り込みチラシ 島牧村、寿都町、黒松内町 [令和 5 年 1 月 31 日 (火)]

(仮称) 島牧ウィンドファーム事業
風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧のお知らせ

この度、弊社では島牧村、寿都町及び黒松内町にまたがる月越原野での新たな風力発電事業計画を検討しております。本事業の検討にあたり、1月31日(火)より環境影響評価準備書の縦覧・公表を開始致しますので、ここに周知致します。

<会社概要>

社名 : コスモエコパワー株式会社
所在地 : 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング
株主 : コスモエネルギーホールディングス株式会社

<公表内容>

■名称：(仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書

▽事業内容：風力発電(陸上)

▽事業規模：出力 最大 94,600kW 程度(風力発電機の基数 最大 22 基)

▽対象事業実施区域：北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町

■縦覧場所：島牧村役場(島牧村字泊 83-1)

：寿都町役場(寿都町渡島町 140-1)

：黒松内町役場コミュニティ防災センター(黒松内町字黒松内 302-1)

：北海道後志総合振興局 保健環境部 環境生活課(倶知安町北 1 条東 2 丁目)

■縦覧期間：令和 5 年 1 月 31 日(火)～令和 5 年 3 月 1 日(水)

■電子公表 <https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki3.html> (弊社 HP 内)

■意見書の提出

ご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書をご記入の上、意見箱にご投函いただくか、もしくは上記弊社 HP 内の意見書様式にご記入の上、以下お問い合わせ先へ郵送、又はメールにてご送付いただけますと幸いです(令和 5 年 3 月 15 日(水)まで。郵送は当日消印有効)。

■説明会 島牧村：ふれあい交流センターおあしす

令和 5 年 2 月 10 日(金) 18 時 30 分～19 時 30 分

黒松内町：歌才自然の家 環境学習センター

令和 5 年 2 月 11 日(土) 10 時～11 時

寿都町：寿都町総合文化センター

令和 5 年 2 月 12 日(日) 14 時～15 時

※新型コロナウイルス感染症の情勢および当日の天候を鑑み、変更となる場合がございます。

<お問い合わせ先>

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 島牧担当

TEL：03-5487-8561 FAX：03-6373-3689

E-mail：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



コスモエコパワー株式会社



○コスモエコパワー株式会社のホームページによる周知及び電子縦覧状況



トップ > お知らせ > 「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の公表および縦覧について

「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の公表および縦覧について

2023.01.31 [環境影響評価](#)

「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- ・ 準備書は、2023年1月31日(火)～2023年3月1日(水)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・ 準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- ・ 個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

< 準備書の公表 >

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#)

[第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)

[第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測および手法についての経済産業大臣の助言](#)

[第10章 環境影響評価の結果](#)

[第11章 環境影響評価準備書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第12章 その他環境省令で定める事項](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

< 準備書の縦覧 >

縦覧場所

北海道後志総合振興局 環境生活課（倶知安町北1条東2丁目）
島牧村役場（島牧村字泊83-1）
寿都町役場（寿都町渡島町140-1）
黒松内町役場 コミュニティ防災センター（黒松内町字黒松内302-1）

縦覧期間

2023年1月31日（火）～2023年3月1日（水） 各施設の開庁時間に準ずる

< 準備書に対する意見書の提出について >

準備書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。
以下の「意見書様式」に従い、2023年3月15日（水）までに、縦覧場所に備付けの意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）でお送りください。又はEメール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jpでお送りください。

意見書様式

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

< 準備書に係る説明会 >

下記日程、会場にて開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の情勢および当日の天候を鑑み、変更となる場合がございます。

○島牧村

日時：2023年2月10日（金）18時30分～19時30分
会場：ふれあい交流センターおあしす

○寿都町

日時：2023年2月12日（日）14時～15時
会場：寿都町総合文化センター

○黒松内町

日時：2023年2月11日（土）10時～11時
会場：歌才自然の家 環境学習センター

< お問い合わせ先 >

コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：堀、小暮） 電話：03-5487-8561
（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

